

発議案第1号

大網白里市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を地方自治法第109条第6項及び大網白里市議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

令和3年6月3日

大網白里市議会議長 北田 宏彦 様

提出者	議会運営委員会	委員長	小金井 勉
賛成者	議会運営委員会	副委員長	岡田 憲二
	議会運営委員会	委員	中野 修
	議会運営委員会	委員	山下 豊昭
	議会運営委員会	委員	田辺 正弘
	議会運営委員会	委員	秋葉 好美
	議会運営委員会	委員	堀本 孝雄

提案理由

本改正は、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から欠席事由の見直しを行うとともに、行政手続における押印廃止等の情勢を踏まえ、市議会に対する請願の押印の義務規定を緩和するほか所要の改正を行おうとするものです。

別 紙

大網白里市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

大網白里市議会会議規則（平成24年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第4条第4項中「番号及び」を削る。

第50条第1項中「議席」の次に「又は発言席」を加える。

第84条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第123条の見出し中「起立」の次に「又は挙手」を加え、同条第1項中「起立させ、起立者」を「起立させ、又は挙手させ、起立者又は挙手者」に改め、同条第2項中「起立者」を「起立者若しくは挙手者」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第129条ただし書中「起立」の次に「又は挙手」を加え、「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第130条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第131条第1項を次のように改める。

請願書（請願者が法人の場合を除く。）は、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしたものでなければならない。

第131条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項中「請願を」を「前各項の請願を」に改め、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加

える。

- 2 請願書（請願者が法人の場合に限る。）は、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしたものでなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。